

## ○三郷市最低制限価格取扱要領

令和6年8月23日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、三郷市が発注する建設工事等の競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む）の規定により設定する最低制限価格の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる競争入札)

第2条 最低制限価格を設定する競争入札は、次に掲げる契約に係る競争入札とする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 製造の請負
- (3) 建設工事に係る設計、調査及び測量の委託

(建設工事に係る最低制限価格)

第3条 「建設工事の請負」に係る最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 工種が電気、鋼構造、機械器具等の場合において、工場製作品費、機器費などを直接工事費に含めないときは、工場製作費、機器費などの額に10分の8.5を乗じて得た額を前項の合計額に加算する。
- 3 有価物売却費（控除額として計上されるもの）を直接工事費等の中に計上せず、別に計上した有価物売却費がある場合は、第1項の合計額から有価物売却費を控除する。
- 4 市長が特に必要と認める場合は、前3項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じた額とすることができる。

（製造の請負に係る最低制限価格）

第4条 「製造の請負」に係る最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- 2 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じた額とすることができる。

（建設工事に係る設計、調査及び測量の委託に係る最低制限価格）

第5条 「建設工事に係る設計、調査及び測量の委託」に係る最低制限価格は、別表に掲げる業種区分ごとに予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの欄に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額とする。

（1）測量業務 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該10分の6を乗じて得た額とする。

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該10分の6を乗じて得た額とする。

(4) 地質調査業務 その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該3分の2を乗じて得た額とする。

(5) 補償関係コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

3 市長が特に必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じた額とすることができる。

(入札参加者への告知)

第6条 最低制限価格を設定する競争入札の執行にあたっては、最低制限価格を設定している旨を公告又は指名通知書等により入札参加者に告知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより決定した者）を落札者とする。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行ったものから適用する。

別表（第5条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	/
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
※土木関係の建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
※補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」

ト業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注1 複数の業種を一括して発注する場合の第5条の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注2 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。